令和8年二十歳のつどい

◎**対象**
平成 17 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれの人
◎**日時**　令和 8 年 1 月 11 日(日)
14:00 ～（受付 13:00 ～）
◎**場所**　不二輸送機ホール
※式典の案内は 12 月上旬に発送します。
※進学・就職のため市外に転出した対象者で、本市の二十歳のつどいに参加を希望する人は、社会教育課へ電話または WEB 申請により申込みをしてください。

【WEB 申請】

■二十歳のつどい専用公式インスタグラム
二十歳のつどいに関する情報を発信しています。右 QR コードからフォローをお願いします。

【instagram】

■二十歳代表あいさつ募集！
参加者の中から代表あいさつをしていただける人を募集します。
●**テーマ**　「二十歳の誓い」
●**応募期限**
10 月 31 日(金)（必着）
●**応募方法**
氏名、生年月日、住所、電話番号、小学校区、応募理由とテーマに沿ったあいさつ文（800 字程度）を添えて E-mail にて提出
✉ shakyo@city.sanyo-onoda.lg.jp
※結果は 11 月中旬に本人に連絡します。

問・申社会教育課（☎ 82-1203）

令和7年度物価高騰対策不足額給付金

「令和 7 年度物価高騰対策不足額給付金」とは、定額減税を補足する「令和 6 年度物価高騰対策調整給付金」の支給額に不足が生じる場合、その不足額を支給するものです。

◎**対象**　原則として令和 7 年 1 月 1 日に山陽小野田市に住民登録がある人で次の①②のどちらかに該当する人

①不足額給付 1	令和 6 年分所得税または令和 6 年度個人住民税所得割において定額減税しきれない額が生じた人のうち、令和 6 年度に実施した調整給付の対象でなかった人や調整給付の額を不足額が上回った人
②不足額給付 2	本人としても扶養親族としても定額減税の対象外であり、かつ低所得世帯向けの給付金の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当してなかった人

◎**支給方法**　対象と思われる人には、市から確認書または振込のお知らせ文書を 8 月中旬以降、順次送付しています。確認書が届いている人は申請期限までに所定の書類を返送してください。対象者の支給額は、デジタル庁が提供する「不足額給付のための算定ツール」を活用して算定しています。ご自身が対象者と思われ、通知が届かない場合は、お問い合わせください。詳しくは市ホームページをご確認ください。
◎**申請期限**　令和 7 年 10 月 31 日(金)

【市 HP】

問・申社会福祉課（☎ 82-1174）